

東北の子どもたちの今

「保養」の意味—ふくしまの子どもたちにとって 子どもにふさわしい世界の創造

吉野 裕之 (子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク 世話人)



放射能からいのちを守る全国サミット 保養分科会の様子

一般公衆の年間被ばく限度＝1ミリシーベルト。しかし一度コトが起こると、それは20倍にまで緩められるのだということ。福島の子もたちは、そのような過酷な日常に息をひそめています。

年間1ミリシーベルトを守るには、毎時0.114マイクロシーベルトでなければなりません。しかし今、僕の居る事務所は0.4。屋外は1.5。雨水のたまる地表付近は5.0以上。子ども

たちが3ヶ月間身につけて生活したガラスバッチ（個人積算線量計）では一般的なデータで0.6ミリ。この数値を4倍して1年間にすると2.4ミリ。しかし最も線量の高かった2011年3月の2週間を考慮すると3.225ミリ相当になります。汚染の高い地域の子もはこの3倍ですから、年間9.675ミリになります。

年間5.2ミリを超えて癌や白血病になると労災認定が下り

NEWSLETTER No.107 CONTENTS

東北の子どもたちの今

- 「保養」の意味—ふくしまの子どもたちにとって /1
- とどけ！ぼくたち、わたしたちの声プロジェクト /3
- 子どもが主役の被災地支援 /4

国際社会の動き

- 第2回アジア子どもの権利フォーラム2011 日本大会 /7
- 韓国：京畿道、光州広域市、ソウル特別市で相次ぎ子どもの権利条例制定 /8

- 国連事務総長特別代表の訪日記録 /9

国連子どもの権利委員会の動き

- 子どもの権利条約に個人通報制度が誕生 /10

市民活動の「はじめの一歩」第9回

- 江戸川子どもおんぶず /11

イベント報告

- NCRC 20周年記念イベント /12

ます。被ばく量は低ければ低いほど良いからでしょうか、放射線を扱って仕事をしている人の平均被ばく量は、1.1ミリ(79,700人・2008年度)です。大人の5倍も10倍も放射線への感受性が高いといわれる子どもの、福島での現実はどうです。しかもこの数字は空間線量のみで、もっとも恐れるべきであろう内部被ばくを含んでいません。

福島では、屋外で遊ぶ子どもの姿を見ません。街には大型の屋内遊び場が作られ、休日には大賑わい。平日は保育園や幼稚園の予約で埋まっています。2011年度に中止された遠足は、線量の低い地点を探してバスで。週末には、車で県外に連れ出し、思う存分遊びを楽しませます。しかしその週末保養も、可能な家族ばかりではありません。共働きの世帯やひとり親の家族はどうするのでしょうか。

家族の形態いかんによって、子どもの健康に直接的な影響が出かねません。経済的に豊かな家庭の子どもは避難し、保養に出かけ、有機野菜を食べ、そうでない子どもは、「子どもの権利」から見たとき、実に多くの矛盾が露見しているのがわかります。

一方、全国には福島の子どもたちを支援したいと動いて下さる方々が沢山いらっしゃいます。週末保養や連休、中長期の休暇で様々な保養プログラムを作ってくださいしています。子どもたちは一時、汚染地を離れ、土に触れ、自由に戸外を駆け回ります。新鮮な空気、食品。目にするのも初めての町。新しい友達。こうして心身をリフレッシュすることで免疫力も高まり、緊張をほぐせるのです。温かく迎え入れていただけることから、きっと大切な何かも掴むでしょう。

「何かしたいけど、何をしたらいいのかわからない」とおっしゃる皆さんに、是非お願いしたいのは、お住まいの地域を調べることです。どのような支援があり得るのか？住居は？学校は？ボランティアは？皆さんの生活圏でサポートを少しずつ持ち寄っていただき、子どもたちをローテーションで迎え入れていただけないでしょうか？そのために動いて下さることは、地域内のネットワークを新たに、危機管理への意識をもたらしめてくれるかもしれません。その一連の流れの中で福島の子どもたちとの関係が紡がれ、心と心の通い合う時間が作られるのです。

仮に一軒の家、使っていない宿舍の部屋を利用できれば、兄弟や顔の見える関係でのグループ(お世話係りの母親もローテーションさせながら)を受け入れ出来ます。1ヶ月×年2回実現出来れば、6グループが使えることとなります。「避難までは出来ない」と躊躇している家族でも、1ヶ月で戻って来られるのであれば、納得できるかも知れません。イメージとしては自主的に営む下宿、寮、最近の言葉でいえばシェアハウスやコレクティブハウス、グループホームといったところでしょうか？一時的にはあれ保養に出かけることで得られる効果は、チェルノブイリ事故以降のウクライナやベラルーシの例に見ることができます。被ばく環境は違えども、同様にリフレッシュ効果は期待できます。セシウムの生物学的半減期は0～1歳で9日、2～9歳で38日、10～30歳で70日とされます。また日本国内でチェルノブイリの子ども達を保養に招いている方によると、1カ月連続で汚染地を離れることで体力が付き、若干ではあっても以前よりも「放射能と戦える力」がつくのだそうです。仮に最初は週末などの短期

保養からであっても、その面白さや学習効果、リラックス効果が分かれば、徐々に日数を延ばしていくこともできそうです。市民団体同士のネットワークでは、希望者の要望に沿った対応も柔軟です。お互いにフットワーク軽く楽しみながら、まずはトライしてみてくださいと思います。

規模の小さなグループでのローテーション保養も実現させたいですが、やはり望まれるのは学校・学年・クラス単位での一定期間の保養ではないでしょうか？友人同士、教科書や体操着を持って、担任の先生と一緒に学習をする。放課後や週末には、保養先ならではの課外学習ができる。地域ボランティアさんや大学生が関わり、学びも遊びも充実する。企業の社会貢献事業としても関係を作る。子ども達もお世話になっている地域のために汗を流す。そこに生まれる連携や共感、震災がなければ実現するはずもない偶然かもしれません。しかしその偶然を意義深いものに、楽しいものに、美しいものにすることだって出来るのです。空き教室がひとつふたつ、地域サポーターさん、そして生活資金があれば現行の法律の範囲内で実現可能です。山村留学制度、ふるさと回帰支援事業、Uターン、Iターンなど既存のプログラムをこどもたち向けにうまく活かせればと思います。それが成功事例として増えて行く時、子ども達にとって恵まれた、類まれな教育の機会そのものが獲得されたと言えるのかもしれない。子どもの権利条約の批准国である日本は、子ども達の健やかな育ちのために最善の努力を為し、子どもの意見を具体的な政策に反映させなければならないはず。また市民社会と連携すべきという所見もありました。

現にチェルノブイリ周辺では、25年経った今も保養が続けられているのです。福島でも今から始めれば、健康被害を出さないか、少なく済ませられるかもしれません。今のまま、汚染地に居続けて検診を受けるにしても、発症するのを待つような切迫感を背負いながらでは健やかな育ちにはつながりません。要は、誰も健康を害することのない日常生活がほしいのです。チェルノブイリでは、サナトリウム型(療養)の保養ですが、日本ではリフレッシュとして実施できるのです。まだ、今だったら。その権利が、福島の子どもたちから剥脱されたのでは無いのだったら。

問い合わせ先：子ども達を放射能から守る福島ネットワーク

【避難・疎開・保養班】

hinan.sokai.hoyou@gmail.com

子どもの権利条約フォーラム 2012 IN あいち

開催決定

■2012年11月24日—25日 ■会場：中京大学

毎年地域を変えて行われてた子どもの権利条約フォーラム。今年は愛知にて開催されますが、開催日程が上記のように決まりました！今後さらに詳細をお伝えしていきます。

子どもの作ったFM放送番組

「とどけ! ぼくたち、わたしたちの声」プロジェクト

中田 樹里・鍋谷 美華

(駒澤大学 グローバル・メディア・スタディーズ学部 金山智子教授 ゼミナール)

▼気仙沼



▼多賀城



▼成蹊中



2011年3月11日の東日本大震災以来、様々なメディアが被災地の状況を伝えるなか、子どもたちの声は殆ど取り上げられていませんでした。このことをきっかけにゼミの有志12人が集まり、被災地の子どもたちの声を伝えるラジオ番組『とどけ! ぼくたち、わたしたちの声』の制作を始めました。

初めての収録は昨年9月中旬。宮城県多賀城市の多賀城中学校を訪れました。「こんにちはー!」笑顔で私たちを迎えてくれたのは、生徒会役員を務める8人の子どもたち。震災当初、体育館が避難所となり、食べ物を配ったり、掃除をしたりとお手伝いをしていたそうです。中には実際に避難所生活を体験した子もあり、その当時のことを、「何かしていないと落ち着かなかった」「ルールを守らない大人もいて嫌だなと思うこともあった」と話します。また、テレビから流れてくるものは震災情報や安否確認、そして、同じCMばかり。辛い状況と不自由な生活の中で、「とにかく笑える番組がほしかった」と語っていました。徐々に復興に向かう街の姿を見て、「多賀城っていいとこだなと感じる」と改めて自分の街が好きだと感じたそうです。そして、「人の役に立ちたい」「信号が通っていない通学路に立って、毎日頑張っている警察官の人に”ありがとう”って言いたい」など、震災を経験して、周りの人に感謝の気持ちを伝えたいと話していました。「最後に立ち上がるのは自分たちだよー!」。いつまでも支援に頼るのではなく、自分たちでこの街をどうにかしていかなければならないと、前に進もうとする子どもたちは本当にたくましいです。

岩手県陸前高田市に住むスポーツが大好きな女の子とは、あるきっかけで会うことができました。私たちが大学で制作している駒大陸上競技部のドキュメンタリー番組で、義援金活動を行う陸上部の姿を伝えたと、ネットで番組を見ていた彼女からお手紙が届きました。彼女の中学校は津波で倒壊し、別の中学校を間借りしているそうです。震災後、友達の表情が寂しそうで強がっているように見えるという彼女は、「自分が他の子を支えてあげなければ」と話します。「陸

前高田は海が綺麗で人が優しい。でも、この震災で海が嫌いになってしまった」と言う彼女。もう二度と津波がこないでほしい、一本松を象徴とした高田松原を復元してほしいと復興を願う彼女は、いつかバスケットボールの日本代表になって、陸前高田をスポーツで元気づけたいと話していました。彼女は、震災で身近な人を失ってしまいました。この経験から、命の尊さを実感し、やりたいことは全部チャレンジしたいと、部活に生徒会に何事にも全力で取り組んでいます。「いつ死ねかわからないから、人生楽しまなきゃいけない」。高田松原の一本松のように、本当にたくましい女の子でした。自分たちが生活しているのはボランティアの人や募金してくれた人、陸上部や私たちのおかげだと言う彼女は、今も文通している私たちへの手紙に常に「感謝」を込めてくれます。

宮城県七ヶ浜町の「震災復興ふるさと夢議会」では、小学5年から中学3年の子どもたちがまちづくりの案を町長に提案しました。想像をはるかに超えた巨大な津波を経験し、どうしたら災害に負けない強い街作りができるかを考え、避難経路や収容人数を示した看板をつくりたいという子どもたち。給水場や支援物資のある場所まで歩いていくことが困難なお年寄りや病気をしている人のために、地域のための防災組織を考えたり、太鼓の演奏会やお祭りで支援をしてくれた方に感謝の気持ちを表したいなど、それぞれの目線で自分たちの街のために何ができるのかを考えていました。

私たちは宮城県・福島県・岩手県を中心に幼稚園児から高校生まで、様々な子どもたちに出会ってきました。地震や津波で学校が倒壊し仮校舎で勉強している子どもたち、原発問題によって外で遊べない子どもたち、仮設住宅で過ごす子どもたちとその境遇は様々です。どの子どもたちにも言えるのは、本当によく周りを見ていること。自分たちのこと以上に、周りの人や状況、街、そして、国に対して意見や考えを持っているのです。大人は東日本大震災を大事な経験として記憶させていこうとしますが、子どもの中には「震災のことは忘

れて、前へ進もうよ」「この経験は私たちの心の中に残っているんだから」と思っている子がたくさんいます。大人の復興案よりも自分たちの案のほうがいいと言う子どもたちもたくさんいます。私たちは収録を重ねる度に、子どもたちの真っ直ぐな言葉、そして、大人に負けないほど自分たちの町や未来を考えていることにハッとさせられます。彼らの言葉にしっかりと耳を傾けることが復興への一歩になると感じています。どうか、彼らの声を新しい地域や社会づくりに活かして下さい。

い。一人でも多くの人たちに子どもたちの声が届いてくれますように。

「とどけ！ぼくたち、わたしたちの声」はサイマルラジオ <http://www.simulradio.jp/> から視聴が可能です（各FM局のサイトから番組を探してください）

活動ブログ <http://kanatomo-cafe.net/tohoku-kids-project/index.html>

子どもが主役の被災地支援

～兵庫県立舞子高校の取り組みから

諏訪 清二（兵庫県立舞子高等学校環境防災科教諭）



支援される側の子どもが支援者となる

災害時の子ども支援は、災害の様相に合わせて刻々と変化していく。変わりゆく「非日常」の中で被災地の教職員は、教育行政の対応策、スクールカウンセラーなどの活用できる外部支援の質と量、まちそのものの復旧・復興の段階などに左右されながら、日々、子どもたちと接し、その時々の子どもの様子を観察しながら、子どもたちの支援にかかわり続けていく。被災地に外から与えられる支援は、時としては教職員の意向を無視したり、こどもの実態に無知であったり、学校が直面している課題に鈍感であったりして、学校に新たな「災害」をもたらす場合もあるが、それも含めて、被災地の困難な「日常」の中で、教職員はできる範囲のことを精一杯するしかない。

災害直後は、子どもたちの命を守ることが一番大切な行動である。東日本大震災では、多くの学校が、校内にいた子どもたち（行政は「学校管理下」というが、好きな言葉ではない）を救ったが、一方、家族に引き渡した子どもたちの中には犠牲になった者も少なくない。津波避難訓練という備えができていたから救えた命もあるが、津波の来襲が「想定外」であった学校では、すべての命を守り切れたわけではない。

命が助かった子どもたちは、大人に守られるだけの存在で

はなかった。避難してきた地域住民に自分たちの服や食事（と言っても最初の夜はビスケット一枚、飴玉一つという学校もあった）を優先的に配り、避難所の運営を手伝い、子どもたちがそこにいることで地域住民を励ました。子どもたちの中には、家族、友だち、親戚、知り合いといった顔と名前的一致する人を亡くした者もたくさんいる。子どもたちも辛い。その子どもたちが支援者として一生懸命活動することで、被災地に希望を与えたのである。大災害の前でちっぽけな自分を否応なしに思い知らされた子どもたちは、支援者となって地域住民から「ありがとう」と言われることで、自分の存在意義を見つけ、自らの存在を肯定し、災害の中を生き抜くことができたのである。

これからの支援は子どもが主役

同時に、教職員がスクールカウンセラーの支援を受けながら行ってきた心のケアも、カウンセラーの継続性に課題があったり、外部の支援に丸投げしてしまいがちな学校側に課題があったりするが、子ども支援に大きな役割を果たしてきたと思う。このシステムを生みだした阪神・淡路大震災を通して指摘されることの一つに、災害後に特別なケアを要する子どもの数は震災後3年からピークを迎え、4年後、5年後にそう

減少しているわけではない、ということがある。まったくの手探りで子どものケアにあたった阪神・淡路大震災と、その経験を生かしながらケアが始まった東日本大震災では条件が違うともいえるが、これから被災地の踏ん張りどころであることは間違いない。

震災発生からもう一年近くが経つ。被災地の子ども支援は、安全の確保や物資の配給、授業の再開と心のケアといった段階から、次の段階へさしかかろうとしている。それは、子どもたちが保護される側の存在から、自分たちの意見を表明し、能動的に物事にチャレンジしていく段階である。そこで提案したいのが、復興のまちづくり案の討論と発表である。復興計画はいつも大人の都合で決まっていく。その過程には、そのまちの30年後50年後に責任を持つ今の子どもたちは入れない。

災害後、何度も被災地の教職員と話をすることで、従来なら高校を卒業すると都会に出ていった若者たちが、破壊された故郷に残って復興に携わりたいというようになった、という話を何度も聞いた。子どもたちがまちの復興計画を議論し、案を発表し、それを大人の復興計画に取り入れていくことの意義は大きい。いや、取り入れるというより、子どもの案を大人が支援し、青写真を描くくらいの気構えが大人には必要である。彼らの故郷への思いを復興に生かすこと、そして、その思いが取り入れられたときの子どもたちの達成感と自己肯定感は、ともすれば被災に押しつぶされそうになっている子どもたちにとって最大のプレゼントである。子どもが被災地の中で能動的に活動する場を作っていくことが、大人がすべき支援なのである。

ボランティアへの支援

若者を中心とした多くのボランティアが被災地へ駆けつけた。活動の多くは、泥かきや避難所運営だが、泥まみれの写真をクリーニングして思い出を再生する活動など、工夫を凝らした活動も生まれている。時間が経過した今は、仮設住宅での茶話会などの支援も続いている。

舞子高校は、被災地に延べ9回バスを出して、合計300人近いボランティアを派遣した。現地作業が一日だけの短期のものまである。被災地にボランティアに行く高校生は、被災体験を持たない。被災地の現状をテレビでは見ているが、実際にその場に立つと圧倒されてしまう。泥かきに汗を流しても、被災の風景は変わらない。無力感を持つこともある。被災者が問わず語りに話してくれる被災体験は、命の重さとはかなさを突きつけ、高校生には抱えられない重みがある。

◇現地を見てからは被災体験を聞くのが本当につらかった。

◇自分はなぜ、普段通りにヘラヘラと生活していたのだろう。

◇被災地で、生きていくために必死で復旧作業をしている方々を見て、数日間の泥かきしかできない自分に無力さを感じた。

◇ボランティアをしながらも「なんでこんなに私は何もできないのだろう」と思って、結局最後までもやもやした気持ちはなくならなかった。

◇子どもと遊んだ。その子は津波ごっこをしていた。私も一緒に遊んだ。とても胸が痛かった。

◇いくら掃除をしても終わらず、現地の人はそれをずっと続けていると思うと辛かった。

◇夜、被災された方と鍋を囲んで話を聞かせてもらった。泣きながら話をしてくれた。黙って聞くしかできなかった。自分の無力さを噛みしめた。

その高校生の戸惑いや辛さを救ってくれたのは、被災者と被災地の風景であった。

◇被災地で心がしんどくなった時、力強く咲く花を見て心が安らいだ。

◇4月に訪れた時、啞然とした。7月に再訪したらゴミ捨て場だったところに花が咲いていた。とても感動した。

◇水産高校の生徒の話を聞いて、「自分のまちが大好きなんだな」と強く感じた。海の恵みで育ったからか、津波を悪く言わず受け入れているのに感心した。

◇被災地を見たとき「僕らは来ない方がいい」と感じた。しかし、東北の人たちは僕らを温かく迎えてくれて、僕たちに笑顔を向けてくれた。

◇最終日に現地の人から「ありがとう」と言われたときは嬉しかった。私は、小さくても自分にできる支援を続けたいと思った。

そして高校生たちは、自分の立ち位置を見つけ、方向を見つけた。

◇現地に行くことだけがボランティアではない。募金活動や手紙を送ることもできる。

◇写真の洗浄作業をした。とても地味な仕事だったけど、このような小さなボランティアの大切さを実感した。

◇「支援」とは善意の気持ちだけではなく、本当に必要なのは、その時にあったものを送ることだと思った。

◇被災体験を聞かせてもらった。「この話をいろんな人に伝えて」という言葉が心に残った。伝えることが今の自分にできることだと思う。

◇阪神・淡路大震災の恩返しをするのは自分たちだと思う。

◇震災を語り継いでいきたい。

◇人と人とのつながりの大切さ、温かさを感じた。何十年たってもつないでいきたい。

大人が子どもたちのためにできる最大の支援は、結局、「場づくり」である。子どもたちはその場で、悩み、考え、自分なりの答えをさがし、つながっていくのである。

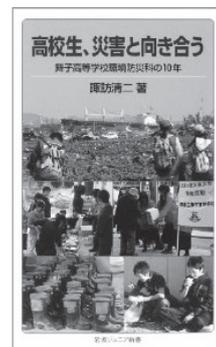
『高校生、災害と向き合う —舞子高等学校環境防災科の10年』

諏訪清二（兵庫県立舞子高校教諭）著

■岩波ジュニア新書

■定価 861円（本体820円+税5%）

■2011年11月18日



第2回 アジア子どもの権利フォーラム2011 日本大会

子どもにふさわしい世界の創造

—危機的状況下における子どもの権利の実現—

◎参加国 韓国 中国 台湾 モンゴル タイ カンボジア
インド フィリピン インドネシア ベトナム
日本

開催日時： 2011年11月20日(日)～21(月)
会場： 早稲田大学国際会議場・井深大記念ホール
主催： アジア子どもの権利フォーラム実行委員会
事務局： 子どもの権利条約総合研究所
後援： 厚生労働省、法務省、日本ユニセフ協会、
朝日新聞ほか

「アジア子どもの権利フォーラム」は、アジアのすべての国が批准・加盟している国連・子ども(児童)の権利条約を共通の理念・手だてとして、すべての子どもが安全で健康な環境のもとで、自らの力を最大限に発揮できるよう、アジアにおいて「子どもにふさわしい世界」を創造していく上で必要な視点や方法を探究するために始めました(第1回は2009年に韓国・ソウルで開催)。

今回の日本大会は、未曾有の東日本大震災・福島原発事故に直面して、「子どもにふさわしい世界の創造 —危機的状況下における子どもの権利の実現—」を全体テーマに開催された。
(フォーラムチラシより抜粋)



＊参加した学生からの報告＊

日下 奈保 (日本女子大学大学院修士課程)

今大会は2009年に引き続き2回目の開催であるが、参加国が前回より7か国も増えた、11か国ものアジアの国々の集う会となった。このことは、前回の大会を経て2年間の間に、アジア諸国において「子どもの権利を尊重しよう」という思いが確実に広がりを見せていることを物語っているのではないだろうか。

このようなアジア規模でのフォーラムを開催する意義は色々に考えられるが、私は特に、従来の西洋的な発想ではなく、アジア的な価値観や思想に沿った発想で、子どもの権利の実現について考えられることにあると考えた。そういった基盤がある上で初めて、我々にとってより現実的な視点から課題を見つめ、それに対し具体的に取り組むことができるようになるのではないだろうか。一口に「アジア」と言っても、国ごとに独自の価値観があり、それらの総括は不可能であるし目指すところでもない。今大会は、「子どもの権利の実現」というアジア各国共通の目的のもと、自国の特徴を活かしながら、国レベルでどのように子どもの権利の実現を目指していけるかを考える機会なのである。私は、各国の現状報告を通して気付く自国の課題を再認識できること、また、アジア

全体の取り組みとして今後何を目指していくべきなのか、課題を共有できることに意義深さを感じた。こうした活動を重ねる中に人々への理解は広まり、社会を巻き込んで子ども権利の実現がなされるようになっていくのではないかと考える。

今大会は「危機的状況下における子どもの権利の実現」がテーマであったが、印象的であったことは、アジアには、法令では体罰の禁止をうたいながらも、学校や家庭ではまだまだ体罰がないと教育が成立しないという思想の人々が多いということである。

日本ではようやく最近、稀にニュースに取り上げられる教師の体罰が、「問題」として取り扱われるような風潮になってきたが、十数年前までは教師や親が教育のために子どもに手をあげることはやむを得ないという考えが一般的であった。それを受けると、未だもって体罰を課せることに反対はしていないという思想を持った教師や親が多く残っているということは想像に難くない。目下体罰問題と直面しているアジア諸国は、まず学校や家庭から体罰がなくなるような取り組みを行う必要があるが、大本の課題は人々の意識改革であるのだから、日本も共通の課題を課せられているといえるのでは

ないであろうか。

体罰の問題をはじめ、子どもの権利保障のシステム構築なども、達成度が国によって様々である。これからも、アジアの国同士情報交換をし合う中に課題を見据え、刺激し合いながら、国規模・アジア規模で、何をしていくべきなのか、考

私は大学で喜多明人ゼミナールに所属していますが、ゼミではしばしば体罰について討論をします。しつけと体罰の線引きをしようとするのが難しい話になります。例えば小学生が何か悪戯をし、注意したところでそれを聞かなかった。反省させるためにその子を引っ張ってきて職員室で先生が頭を叩いた。子どもはケガをしなかったが涙を流して反省している。これが体罰といえるかしつけといえるのか、ゼミの中でも意見は分かれますし、日本人全員にアンケートを取ってみても意見は様々であると思います。

大会のテーマは「子どもに対する暴力の防止・禁止の取組について」。私が参加した初日には日本・韓国・タイ・カンボジア・フィリピン・台湾・ベトナムの方が登壇されていました。報告を同時通訳のイヤフォンを通じて聞くという体験自体私にとって初めてで面白かったのですが、興味深く思われたのは各国のしつけへの価値観が異なることです。それぞれの方が自国の伝統的な価値観・考え方を客観的に捉えており、これを踏まえて子どもの権利を守るためにこれからどのような取り組みが必要であるかを述べていました。いくつかここでご紹介したいと思います。

ベトナムの方からは、ベトナムでは「大人の言うことをよく聞き、大人に従って行動する子ども」が良い子どもだという伝統的な価値観があるというお話がありました。子どもは未来のリーダーであるのだから、小さい頃から市民としてまた国民としての意思決定の場を設け参加を唱えていかなけれ

私たちは 第2回アジア子どもの権利フォーラム2011 日本大会を2日間にわたって聴講してきました。場内は多くの関係者の方々が集まっており、老若男女問わず詰めかけていました。

初日の感想として驚いた点が2点あり、まず、1点目は質疑応答のやりとりがとても激しかったことです。一方通行気味なフォーラムであると認識しておりましたが、10分間以上も一般席と壇上の上で話が行われていました。とても見応えのあるやりとりであって、多くの人の記憶に焼き付いたものであると思われる。2点目は小学校低学年くらいの子どものメモをとりながら聞いていたことです。もしかしたら、内容を深く理解などでできていなかったかもしれませんが、その前向きな姿勢に私は心を打たれました

内容に関しまして、喜多教授の大会あいさつから始まり、子どもの権利がこの先に世界中でどのように位置づけられるのか、その重要性、東日本大震災の起きた年に日本で行うフォーラムの意義などを示す内容でした。また、ユニセフの役割についてもグラフを用いた視覚からも分かりやすい内容で多くの人々が環境・衛生的にもまだまだ改善しなければいけないこと、そのためにも協力が必要なこと、私たちにもできることが存在することを理解しました。子どもの権利を考える上で根底にある様々な問題を把握でき、貴重な時間となりました。

私は、昨年3月の東日本大震災からテレビなどで災害時の備えについての関心が高まる中、その問題から子どもが置き

えを深めるこのような大会が存続することを願ってやまない。それを基に行動することを繰り返して、子どもの権利を当たり前のものとして守っていくことが、大人、社会の役目ではないであろうかと考える。

小岩井 政宏 (早稲田大学)

ばならないということでした。

タイの方は、タイには「自分の牛を愛するのなら、牛を縛り上げなさい。自分の子どもを愛するのなら、叩きなさい」という言い回しがあり未だに学校や家庭で体罰を使用したいと考える者がいるということ述べたうえで、宗教的・文化的価値観と子どもの権利条約との関連を検討する地域会議が必要だと話していました。

カンボジアの方は、カンボジアには「子どもを愛しているから、しつけたいから体罰を与えるのだ」という考え方があがるが、子どもの権利条約第19条にあるように「子どもたちは親や保護者によるいかなる虐待から守られるべきである」と考えるべきだと述べていました。

このような伝統的な考え方を変えていくのは大変なことだと思います。タイの方が話されたように地域・宗教の違いを超えた子どもの権利条約の理解とその実現を進めるためには地域会議が必要になるでしょうし、「体罰を受けず育った、しっかりした人間になれた」と考えられる大人世代が生まれるのには時間がかかるでしょう。

「体罰の責任を持っているのは『私』と『あなた』です。体罰についてもっと知り、考えましょう。」これはカンボジアの方のメッセージです。体罰について考え続け、多くの人を巻き込んで話し合うこと、そこから始まるのではないかと思います。

奥村 怜央・堂腰 隆寛 (法政大学)

去りになっているような印象を受けていました。子どもは災害に対して弱い存在であり、大人以上に災害時の保護が必要となります。そのため、2日目に報告された「災害時における子ども支援と子どもにやさしいまちづくり」は非常に興味深いものでした。

この報告では、ヴェトナム、中国、インド、日本の4カ国の各国その環境に合わせた独自のアイデアを聞くことができました。水害の多いヴェトナムでは子どもの通学かばんに浮き輪などの救命具を取り付ける、などの取り組みが行われているそうです。日本では昨年の震災で、津波により被災した子どもが多くいたことを考えると決して他人事には思えませんでした。

災害時だけでなく、災害後の子どもの居場所づくりや、心のケアなどの必要性も知ることができました。子どもたちは、友達と一緒に遊び、考え、笑うのがあるべき姿であると思います。災害後の不安などを抱える子どもにとって、心の癒しとなる居場所や遊びは必要不可欠です。インドのバタフライズの活動の子どもたちによる新聞発行は、子どもたちの積極的な参加により、地域の大人たちをも動かした画期的なものであったと思います。

自然災害は突然起こり、それ自体を止めることは不可能です。その中で子どもたちをいかに保護するか、災害後のケアをどう行つか。大人だけでなく、子どもたちの積極的な参加の元にその対策を考えることが必要であると改めて思いました。

韓国

京畿道、光州広域市、ソウル特別市で
相次ぎ子どもの権利条例制定

金 炯旭 (京畿道教育庁・児童生徒人権擁護官)

いま韓国では、学校における子どもの権利保障のための自治体立法措置として、児童・生徒人権条例づくりが進められている。これは、「憲法」および教育関連法律などで定められている国民の基本権および子どもの権利、「子どもの権利条約」など国際人権規範を積極的に学校に取り入れようとする動きである。

韓国の行政区域は、ソウルを含めて16か所の広域自治団体(都道府県に当たる)と228カ所の基礎自治団体(市町に当たる)に分けられている。また、一般行政と教育行政が分離されていることは、日本の地方自治とは異なる。この中で現在、韓国で行われている学校における子どもの権利保障のための「児童・生徒人権条例」制定は、広域自治団体レベルで進められている。その推進は、広域自治団体の教育行政機関である「教育庁」の教育監(韓国の場合、地方教育行政機関の責任者である教育監は住民の直接選挙で選ばれる。児童・生徒人権条例の制定は教育監の選挙公約でもあった)が主導したところもある。また、市民発議を受けた「教育庁」が制定委員会を設けて制定に至ったところもある。

条例制定の発端となったのは「京畿道児童・生徒人権条例」(2010年9月17日制定、同年10月5日公布・施行)である。その後、「光州広域市児童・生徒人権保障および増進に関する条例」(2011年10月5日制定、同年10月28日公布、2012年1月1日施行)、「ソウル特別市児童・生徒人権条例」(2011年12月19日制定、2012年1月26日公布・施行)が制定された。しかし、議会で条例が否決された地域もあった。全羅北道教育庁は2011年11月23日に、議会の教育委員会に条例案を提出したが、「条例に関する広報が不十分であり、先に施行されている京畿道において教師の『教権』が侵害されることが起きるなど学校現場の混乱が生じていることから綿密な検討が必要である」などとして否決された。現在、再度、議会提出を準備している全羅北道を含めて、全羅南道、江原道、忠清北道、慶尚南道が制定に向けて取り組んでいる。

条例の特徴は、これまで抽象的・宣言的であった子どもの権利の内容が、学校において実質的に実現されるために、より具体化されたことである。たとえば、京畿道の場合は、懲戒・成績などによる差別禁止、教師による体罰を含め言葉の暴力禁止、これまで強制的に行われた正規教科以外の教育活動の自由による子どもの休息権の保障、頭髪の長さの規制禁止、懲戒など手続きに関する権利保障、本人の同意なきの個人情報公開禁止、特定の宗教行事の参加および代案科目の

ない宗教科目の受講の強要禁止、生理中の女子児童・生徒に対する不利益禁止、校則の制定・改正に参加する子どもの権利保障、学校運営および教育政策に参加する権利保障、人権教育を受ける権利、人権侵害からの相談・救済システムの設置などが定められている。しかし、現在、条例づくりに関する賛否世論は激しくぶつかっているし、憂慮の声も絶え間ない。とくに、すでに制定され、学校現場での実施を目の当たりにしているソウル市の条例に関しては、「教育科学技術部」(文部科学省に当たる)と「ソウル市教育庁」との葛藤・対立は教育界や社会に混乱をもたらしている状況である。「ソウル特別市児童・生徒人権条例」が公布・施行された今年の1月26日に、教育科学技術部は、条例の内容が上位の法律の違反であり、公益を侵害する恐れがあるなどにして、「大法院」(最高裁判所に当たる)に「条例無効確認訴訟」を請求したのである。このような条例の内容と施行に関する中央と地方教育行政機関との葛藤・対立のせいで、学校現場は条例に基づく校則改正などの混乱が生じている。

しかし、このような状況があるにもかかわらず、学校現場では、子どもの権利保障という人権の風が吹いている。社会も人権社会の実現に向けて徐々に変化を続けている。つまり、地域で取り組まれている条例制定の動きは、学校における子どもの権利保障に関して、国民的な関心を喚起しているのである。

子どもの権利は条例という立法上・制度上の保障も重要であるが、子ども自身が自分の権利を学校生活や日常生活においてどのように活かすのか、それを教師や学校、行政機関、おとな社会の支援がカギとなる。子どもを含む学校構成員の人権感覚をはぐくみながら、子どもの権利保障に貢献できるように、条例実施に向けた努力が求められるのであろう。

韓国において進められている児童・生徒人権条例は、学校における子どもの権利保障に限定されたものであるが、真の子どもの権利保障につながるためには、これを一つの契機として、地域における子どもの権利の総合的な保障、国レベルでの実施と支援へと発展していくことが望まれる。

「子どもに対する暴力」対応、 国連事務総長特別代表の訪日記録

田沢 茂之 (NPO法人 子どもすこやかサポートネット)

去る2月8日から10日の3日間、国連事務総長特別代表マルタ・サントス・パイスさんが訪日されました。訪日期间中、厚生労働大臣との面談、チャイルドライン支援議員連盟主催による勉強会への参加、ユニセフ議員連盟会長である谷垣禎一衆議院議員との面談、日本弁護士連合会での講演、そして、子どもの権利シンポジウムでの基調講演と、「子どもに対する暴力」対応、特に予防の活動に精力的に動いていただきました。

以下は、訪日最終日に開催された子どもの権利シンポジウムでお話いただいた基調講演の要訳です。子どもへの虐待行為が連日報道され、いじめや男女間における暴力も多く報告されている現状にあって、それら暴力をなくしてゆくにはどうしたらよいか、示唆に富むお話をいただきました。

「あらゆる暴力から子どもたちを守るために」

子どもに対する暴力は、世界的な課題となっています。多くの社会で、暴力が広く行われ、隠され、無かったこととして黙殺されています。国際的な調査によれば、毎年5億から15億人の子どもたちが、何らかの暴力にさらされています。そして、それら暴力は、場所を選ばず、子どもが生活するあらゆる場、学校、子どものケア施設、少年司法、地域コミュニティ、家庭でさえも発生しています。さまざまな場所で子どもたちは、脅し、不当な扱い、腕力にものを言わせた攻撃、虐待、搾取といった暴力を受け続けています。あるいは、そうした行為を目撃し続けています。家庭では、多くの子どもが怒鳴られ、金切り声を上げられ、平手打ちされ、殴られ、ベルトやものさしを使って叩かれています。家庭だけではなく、学校でもこうした行為を経験しています。子どもたちの中には、性的なハラスメントや性的暴力を経験する者もいます。

これら暴力は、どんな場合であっても、子どもたちを傷つけます。そして、多くの場合、恐怖を与え、決して直ぐには忘れられない、子どもの成長・発達を損ねる負の影響を残します。こうした子どもに対する暴力は、個人の問題に留まりません。暴力は、同世代の子どもたちに恐怖や不安をかきたてたり、家族メンバーに不安や苦痛を与えたりします。さらに暴力は、人間力を低下させ、社会的発展を阻害し、社会に経済的損出を与えます。逆を言えば、暴力と対峙することは、貧困を削減し、社会的発展を促すための重要な鍵になります。

既に暴力が存在している以上、それら暴力への対応は必要です。しかし、暴力が起こってから対応は、防止に投資することよりはるかに経済的に割高となります。暴力の防止に投資することは、社会に対して多大な恩恵をもたらします。経済の低迷が世界規模である中、暴力の防止に力を入れることは、良いガバナンスということだけではなく、長い目でみ

れば、経済の危機的状況を最小限に抑える方法であるとも言えます。

特別代表の任に就いて以来、世界各地で、暴力防止に関する優れた活動を目にしています。例えば、子どもに対する暴力の問題が、多くの国で政策や法律改正の主要なテーマとなってい



ることを知っています。また、省庁間を調整する人権機関が設置されたり、子どもオンブズのような子どものための独立機関が設置されたりした例も知っています。先日訪問したフィリピンでは、家庭での体罰を含め、子どもに対するすべての暴力の禁止と肯定的なしつけを促す法律が上院で可決することが期待されていました。

子どもに対する暴力への対応は、地域レベルにおいても盛んです。つい先日、女性と子どもの人権に関するASEAN委員会へ参加して来ました。ASEAN加盟各国は、法律に関する調査研究を行っています。子どもに対する暴力の深刻さを把握するため、大規模な調査が実施され、データの分析が行われています。まさに大陸規模で、子どもに対する暴力の防止と廃絶に向けた取り組みがなされています。

子どもに対する暴力をなくすための努力を強化し、早めることは、喫緊な要請となっています。そのために必要なこととして、特に次の3つを強調します。

- ・ 子どもに対する暴力をなくすための国家行動計画を策定し、子どもの保護に関する戦略、サービスを調整する機関を中央に設置すること
- ・ 子どもに対するすべての暴力を法律で明示的に禁止すること
- ・ 国レベルの体系的なデータを収集できるよう、調査研究を発展させ、実施すること

子どもに対する暴力は、一部の人たちにのみある問題ではありません。社会全体で対応しなければならない課題です。正当化できる子どもに対する暴力など存在し得ないのです。すべての暴力を防止すべきであり、防止することが可能です。

子どもの権利条約に個人通報制度が誕生

～その可能性と留意点～

平野 裕二 (ARC代表)

子どもの権利委員会への訴えが可能に

2011年12月19日、国連総会で「通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書」が採択された(総会決議A/RES/66/138、無投票採択)。武力紛争への子どもの関与と子どもの売買・児童買春・児童ポルノに関する2つの議定書(いずれも2000年)に続く、子どもの権利条約の3番目の議定書である。

この議定書が発効すれば、条約・選択議定書上の権利を侵害され、国内手続を尽くしても救済を得られなかった個人(または個人の集団)とその代理人が、いわば最後の手段として国連・子どもの権利委員会に通報を行ない、その判断を仰ぐことができるようになる。また、重大な/系統的な子どもの権利侵害が行なわれていると判断できる場合、委員会が自ら調査に乗り出すことも可能である。

このような手続は、最近になって女性差別撤廃条約(2000年)や社会権規約(2008年)についても新たに設けられた。また、子どもの権利条約後に採択された移住労働者権利条約(1990年)障害者権利条約(2006年)では当初からこのような手続が設けられており、これで主要人権条約の個人通報手続が出揃ったことになる。

委員会は、通報を受理・検討することが適当であると決定した場合、申立人や締約国と書面によるやりとりをしながら条約/選択議定書違反に当たるかどうかを審査し(非公開)、違反と判断すれば、締約国に「見解」を送付して是正措置についての勧告を行なう(原則公開)。自由権規約委員会が、子どもがいる夫婦の退去強制について規約違反の判断を下し、オーストラリア政府に対して決定の執行停止を求めた(2001年)のはその一例である。

委員会の「見解」に裁判所の判決・決定のような法的拘束力はないが、締約国はこれを誠実に検討・実施することが求められる。報告審査後に採択される総括所見が一般的内容に留まらざるを得ないのに対し、個別案件について具体的に条約違反を指摘されることの影響は大きく、行政機関や裁判所もこれまで以上に説明責任を果たすことが必要になるだろう。

国内的取り組みの重要性は変わらない

他方で、前述したように通報手続はあくまでも最後の手段として位置づけられており、気軽に申立てが行なえるわけではない。選択議定書でも、これが権利救済のための国内的機構を強化・補完するものであること、そのような国内的機構

をさらに発展させていく必要があることが強調されている(前文)。政府に対し、国家人権委員会や子どもオンブズパーソンを設置・強化することを求めていくことの重要性を見過ごしてはならない。

また、通報手続においてももっとも重視されなければならないのは、あくまでも子どもの最善の利益である(2条)。議定書では、「子どもに代わって行動している者による子どもの操作」の危険性についてもはっきりと言及され、委員会がそのような操作を防止するための措置をとること、子どもの最善の利益に反すると思われる通報は検討しないことが求められている(3条)。さらに、各国に受け入れられる説得力のある「見解」を出すためには、通報を検討する委員会自身の能力強化も必要である。

選択議定書の批准に向けて

いずれにせよ、委員会に対して通報を行なうためには、まず日本が選択議定書を批准しなければならない。日本はこれまでいずれの通報手続についても受け入れを拒んできており、今後の見通しも現段階では不透明である。ただし、「国連子どもの権利委員会に通報(申し立て)できる制度を作ろう!キャンペーン」(事務局/セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)の働きかけ等もあって日本が選択議定書の共同提案国になったことは、大きな前進と評価できる。

2012年2月28日には国連人権理事会(ジュネーブ)の場で選択議定書の合同署名式典が開催される予定である。その機会には間に合わなくとも、子どもの権利条約その他の主要人権条約に基づく個人通報手続をできるかぎり早期に受け入れるよう、政府・国会に対する働きかけを続けていくことが求められる。

子どもの権利条約ネットワーク 総 会

5月27日(日) 10:00~11:00

早稲田大学戸山キャンパス

第33-2号館 第2会議室

江戸川子どもおんぶず

大河内 秀人 (江戸川子どもおんぶず代表)

保守的というよりむしろ右翼的というべき環境で育った私は、そういう感覚をベースとして教育問題にも関心を持っていました。そして大学を卒業して「仏教精神による青少年の善導育成」を目的とした財団法人全国青少年教化協議会に就職しました。キリスト教会が日曜学校を開いているのに対し、仏教寺院でもそのような活動を広めるよう、正力松太郎氏が仏教各教団に呼びかけて設立した読売新聞傘下の組織でした。

そこで私は、全国各宗派の僧侶を中心に、それぞれ寺院を基盤に日曜学校・子ども会、坐禅会、サマーキャンプやスポーツ指導、あるいは福祉施設の活動を支援する仕事を担当しました。名前も背景もいかつい団体でしたが、子どもと真剣に向き合って活動する人ほど、「教化」「布教」という上から押し付けるのではなく、自分と同様同等の「ほとけの子」と認識して、子ども自身の持ついのちのちからを引き出そうという姿勢で取り組んでいました。また、彼らのための研修事業等で、多くの教育、心理、福祉等の専門家や活動者、ジャーナリストに話を聞く機会を得ました。どの出会いも刺激的で大いに触発され、自分自身も何らかの活動に関わりたと思うようになりました。

一方、就職して2年目に今の寺の先代が他界し、住職を兼業するようになっており、その後宗派の青年会でユニセフ募金の活動を担うことになりました。その募金の使途としてブータンとカンボジアの乳幼児死亡率の改善事業がテーマとなり、南北問題と共に母子保健やプライマリ・ヘルス・ケアなどについて学びました。この経験が私の人生を大きく変えたと思います。

昭和32年生まれで高度経済成長と共に育ってきた私は、少し上である全共闘世代を冷やかに見つめ、オイルショックも乗り越えてバブルに向かう時期に社会に出ました。GNPも海外援助も米国に次いで世界2位と、経済的に飛ぶ鳥を落とす勢いの世界で最も自由で豊かな国に生きる私たちは、情報環境にも恵まれ、世界中のことが手に取るように何でも知ることができると感じていました。

しかし、途上国と呼ばれる国に関わって、それが大きな間違いであることに気づきました。まず、私にとって初めての途上国体験だったブータンは、統計的にもアジアの極貧国という認識で支援対象としていたのですが、実際に訪れてみると、貨幣経済とは別のシステム、経済発展とは違う価値観で心豊かに生きる人々の精神性の高さに心を打たれました。一方、カンボジアでは、国連を中心とした国際社会の対応が人々を絶望の淵に追いやっている東西冷戦がもたらした矛盾を目の当たりにしました。道すがら出会った同年代のベトナム人青年の、「日本はアメリカに負けたから発展したが、我々はアメリカに勝ったことで苦しめられている」という言葉には、

頭を棒で殴られたような衝撃を受けました。

そしてインドシナ難民キャンプが点在するタイで、あたかも私たちの近代史をおさらいするような、経済発展の仕組みとその本質的な問題を考えさせられました。日本のODAや企業進出が環境とコミュニティを破壊し、人権を抑圧し格差を拡大している現実を突きつけられ、紛争の原因やメカニズムも含め、構造的な問題として捉えていかななくてはならないことを学びました。

そしてそれをどう解決していくのか。私にとっては当初から取り組んでいた母子保健、地域保健の活動が、実感として大いに参考になります。ユニセフは5歳未満の乳幼児の死亡率を基準にしていますが、その数字は子どもの健康状態だけではなく、その社会の有り様を測る尺度でもあります。押並べて社会的弱者である乳幼児の命が守られるためには、技術や経済力よりも、いかにその社会が公正であるか、民主的であるかということが重要です。みんなが安全な水や必要な物品、社会資源にアクセスできるか、正しい知識を持ち、自己決定できる立場にあるか。とくに母親(女性)の社会的地位が守られていることが肝になります。この活動を通して、そういうことを学び、実感することができました。

そしてちょうどその頃、子どもの権利条約が起草され、1989年に国連で採択されました。「子どもの権利」という視点を社会が共有することで、どんな命も権利の主体として認識し、責任と可能性に目覚めることができ、外からあるいは不当な力に振り回されない、自立したコミュニティを築く基盤になります。

そのような思いでいくつかのNGOを通しアジア各地に関わっていましたが、翻って自分の住む地域はどうなのか。そこで自分は何をしているのかということを見ると、何もしてないじゃないかという反省に至りました。

そこで、地域の市民グループやNGOの活動に参加するようになりました。そして、日本の子どもたちが抱える問題、学校や今の社会に押しつぶされている子どもたちの問題も、本質的なところで、世界の子どもたちと共通するのではないかと、売春宿に売られる子どもと援助交際に来る女子高生と同じではないか、と思うようになりました。

そのような意味を含めて、子どもの権利条約の批准や普及の運動にも参加していましたが、やはり子どもに最も身近な地域において、周りの大人や、学校や行政がしっかりとそれを受け止め、形にしていかなければ意味がありません。もちろん子ども自身にも権利があることを伝えていかななくてはなりません。

そんな思いを共有する地域の仲間を募り、「江戸川子どもおんぶず」の活動は始まりました。

NCRC 20周年記念イベント



子どもの権利条約ネットワーク（NCRC）は1991年11月20日に設立されました。「子どもの権利条約」の普及・推進を目的に活動して20年が経過したことになります。

そこで、NCRCの20年の足跡と今後の展望について深めるために、「子どもの権利条約ネットワーク設立20周年記念イベント」を、2011年12月4日（日）に早稲田大学にて開催いたしました。

当日は、かつて代表委員を務められていた永井憲一さん（法政大学名誉教授）、津田玄児さん（弁護士）からの挨拶（というよりも、“激励” そのものでした！）のほか、第1部「NCRCの20年を通して今後を展望する」では、日本における条約の歴史＝NCRCの歴史ということで、日本における条約の位置づけがどのように変わってきたのか（変わっていないのか）を、「子ども参加」の視点から喜多明人（NCRC代表、早稲田大学教授）さんに、「条例・自治体」の視点から荒牧重人（NCRC

副代表、山梨学院大学教授）さんに、「国際」の視点から平野裕二（NCRC運営委員、ARC代表）さんに、それぞれ語っていただきました。

また、第2部「子ども参加最前線～あの時、みんな、10代だった」では、活動を通して知り合った子ども・若者が、今、どのような道を歩んでいるのかを、リレートーク形式で語っていただきました。NCRCに関わりはじめた当時、10代（20代の方もいましたが・・・）だった方が、いま何をしているのか、NCRCを通じて何を学んだのかを語ることを通して、設立以来、一貫して「子ども参加」にこだわっているNCRCの蓄積を感じました。

本イベントの詳細は、「NCRC20周年記念誌」として、今後、刊行する予定です。是非ともお読みください。

編集後記

ある日の9歳の孫との会話です。

『僕ね、ママがねビデオに取っておいてくれた東北のお父さんやお母さんが亡くなってしまった子どものドキュメンタリーをまだ見たくないの。インタビューされた子どもはきっと泣いちゃうでしょ。子どもはね、大人に言えないことを沢山持っているんだよ。』

辛いことは60歳になったら話せるようになるかもしれないね。』

『放射能が怖い。みんな癌になっちゃうのかな。でもね、きっと細菌が出てきて放射能を食べてくれるよ。新しい有害なものができるよ、それを食べる細菌が生まれてくると思うんだ』

横浜に住むこの子でさえ、漠然とした不安を抱えているようです。大震災と津波、それに伴う原発事故の中で、東北の子どもたちはどんな気持ちでこの一年間を過ごしたのでしょうか。

今号では「『保養』の意味・・・ふくしまの子どもたちにとって」「とどけ！ぼくたち、私たちの声プロジェクト」「子どもが主体の被災地支援」の記事を通して、ほんの少しですが、子どもたちの声をお届けします。

E.A.

「子どもの権利条約」No.107 2012年3月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 荒木悦子・南雲勇多

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント